



リバタリアン

月刊

ホームページ
<https://institute-for-libertarian.org>
メールアドレス
info@institute-for-libertarian.org

発行所 リバタリアン協会
編集・発行人 前川範行

懲戒処分

2022年「総長室突入」から2年後の2024年9月25日、大学当局は以下の声明と共に5名の学生を懲戒処分とした。京都大学のホームページで当該の学生懲戒処分の記事が存在しないため、京都大学新聞社の記事（2024年10月3日付「熊野寮祭 5学生に停学処分 「総長室突入」にて学生を「扇動」」<https://www.kyoto-up.org/archives/9876> 閲覧日2025年3月2日）を引用すると、

京大は処分の理由について、「職員の制止を無視して多数の学生等の本部棟構内への侵入を扇動して喧騒を激化させる」行為は「正常な業務遂行を妨害するものである」ことから、5学生が京都大学通則に規定する「学生の本分を守らない者」だと判断したと説明している。

としている。なお、京都大学における「学生の本分」は京都大学通則や京都大学学生懲戒規定にその定義が示されていないため、何を指しているのか判別できないが、「学生の本分」の定義を問う学生の質問に対して、2019年9月13日投稿同年9月24日回答の学生意見箱（回答者：学生担当理事・副学長（当時）川添信介 <https://www.kyoto-u.ac.jp/ja/education-campus/cli/mail/other> 閲覧日2025年3月2日）によると、

「学生の本分を守らない者」とは、京都大学学生懲戒規定に規定する（1）京都大学（以下「本学」という。）の諸規定又は命令に違反した者（2）本学の教育研究活動を妨害した者（3）刑罰法令に触れる行為を行った者（4）本学の名誉・信用を著しく失墜させた者（5）前各号に準ずる不適切な行為を行った者のことを言います。

と記述されている。これは、京都大学学生懲戒規定第3条（https://www.kyoto-u.ac.jp/uni_int/kitei/reiki_honbun/w002RG00000283.html 閲覧日2025年3月2日）をなぞらえただけであり、何も回答していないに等しい。

取材： 2022年京都大学熊野寮祭 「総長室突入」での学生懲戒処分 ・逮捕・家宅搜索

2022年12月2日に京都大学熊野寮自治会（以下、寮自治会）が開催した寮祭企画「総長室突入」(1)での学生らの行動を理由に、2024年9月25日に京都大学当局（以下、大学当局）は5名の学生に懲戒処分（有期停学1カ月4人、2カ月1人）を実行した。また、大学当局の告訴によって2025年2月8日に学生・元学生ら6人が、2月13日に学生1人が威力業務妨害罪で逮捕された。この記事は、2022年「総長室突入」を起因とする政府機関による学生運動の弾圧の取材記事である。

2022年「総長室突入」

2022年12月2日に、寮自治会は寮祭企画「総長室突入」を実施した。この企画は、総長に10か条から成る要求項目(2)を直談判するために、総長室が存在する建造物に「突入」を試みたものである。2015年を最後に大学当局は寮自治会との団体交渉(3)を打ち切り、寮自治会の再開要求を受け付けない状態が2025年現在も続いている。この間、大学当局による吉田寮への訴訟に見られるように、大学当局による学生の管理体制が強化されている。よって、総長に直談判をする運びとなったようである。

当日の様子として、学生ら約250名がシュプレヒコールを伴いながら、京都大学のシンボルであるクスノキ前から総長室のある大学本部棟に移動し、「突入」を開始した。本部棟は大学当局によって締め切られており、開錠を求める学生らが一時玄関前にて足止めを喰ったが、職員が開錠し、「突入」を果たした。結局、総長は現れず、直談判は達成されなかったが、大学当局に抗う学生らの反政府機運は高まったとみられる。なお、学生らが「突入」を試みている最中に、警察官らが大学構内への侵入を模索しており、学生らはスクラムを組んでこれを阻止していた。

目次

- 1取 2022年京都大学熊野寮祭「総長室突入」での学生懲戒処分・逮捕・家宅搜索（リバタリアン協会）
- 3取 2024年京都大学熊野寮祭「時計台占拠」（リバタリアン協会）
- 4 代表的なPoW暗号資産であるBTCやKaspaのマイナーの行動と価格変動メカニズムに関する考察（K.S.）
- 5講 リバタリアニズムと表現の自由（リバタリアン協会）
- 5 「表現の自由界限」講演会の感想（伯耕）

逮捕

2025年2月8日に6名の学生らが逮捕され、2月13日にさらに1名が逮捕された。2022年「総長室突入」で上述の「……扇動して喧騒を激化させる」行為を理由に、京都大学当局の告訴によって威力業務妨害で逮捕されたのだ。

逮捕の光景はいわゆる「法治国家」とは思えないもので、数十人の警察官に雑踏で逮捕された者、飛行機の着陸後に空港の別室に連行され人知れず逮捕された者等、苛烈なものとなった。

熊野寮への家宅捜索

6名の逮捕の翌日の2月9日に京都大学熊野寮で、前述の威力業務妨害罪での家宅捜索が行われた。数百人のフル装備の機動隊を含む警察官らが熊野寮至近の歩道に整列し、また、機動隊車両7両の車内で待機するに至った。今回に限らず、寮自治会への家宅捜索は「法」のプロセスに則っているとは到底言えず、2024年6月25日に発生した家宅捜索では、令状を提示せずに熊野寮へ強襲した警察官が寮の設備を専用の電動カッターとバールで破壊し、また、寮生数十名を負傷させ、うち寮生1名は救急搬送される事態となった。今回の家宅捜索では、寮生らが寮の門前で立ちふさがり、警察官に令状読み上げを迫った。令状提示を迫る最中、寮生が令状提示を求めると、警察官は「法律の話をする気はない」と述べ、政府構成員にとって「法」はお飾りであることを自白した。もし読者に「法の下での平等」や「法治国家」を信仰する者がいれば、是非、警察官に「法」に則った行為を迫って欲しいものである。

押収品についても、信じられないほど杜撰な対応であり、5点の押収品のうち3点は2022年「総長室突入」後に作成されたビラ類で、うち1点は、なんと家宅捜索当日の午前中に作成されたものであった。「(書かれている)思想が影響を与えた」というのが警察官の言い分だが、案件後に作られたものがどのように過去に影響を与えたのか、皆目見当がつかない。また、「思想が影響を与えた」のであれば、ありとあらゆるものが押収の対象となるだろうが——2022年「総長室突入」では「京都大学立看板規程を撤廃すること」が含まれているが、当該規定が列举された書類を押収するのだろうか——公に配布されたもののみを押収していることから押収や捜査は名目に過ぎず、政治弾圧が主旨であることは明らかである。

警察官の撤収後、京都大学第三小委員会(※京都大学において寮を担当する教員らから構成される組織)の構成員や乾浩典・厚生課課長(4)を踏まえた集約で、乾氏から大学当局が告訴したことが明らかにされた。

窓口交渉

2025年2月21日の窓口交渉(※寮自治会と大学当局の交渉を行う)で、乾厚生課長は「大学が(告訴を)決定した」と述べ、寮生らが乾氏の云う「大学」とは何を指すのかと問いただすと、「然るべきところ」と述べ、また「学生と(多くの)教員は含まれない」ことを認めた。さらに「然るべきところ」が何かを指すと、「然るべきところは然るべきところ」と要領の得ない回答を繰り返すばかりで、最後まで決定主体を明らかにしなかった。さらに、乾氏は「顔と名前が分かっている者がいたら全員逮捕する」と述べ、政治弾圧の構えを崩さなかった。大学に関する決定に学生と(多くの)教員が含まれていないことが明白となった上記の問答は、政府がどのような存在であるかを人々に知らせる最良の手段となることは疑いようがない。

救援・街宣

7名の逮捕から数日が経たぬうちに逮捕者の救援と、不当逮捕を糾

弾する街宣が行われた。街宣は連日にわたって行われ、多くの人々がビラを受け取った。

セクト・ノンセクト・ノンポリを問わない不当逮捕への怒りは、人々をますます反国家主義の側へ向かわせた。寮生らはもちろん、他大学の学生や市民が街宣に駆けつけた。

勾留理由開示公判

2025年2月27日、京都地裁にて4名の逮捕者の勾留理由開示公判が行われた。100人近くが結集した当裁判は、不当逮捕への怒りを持った人々で充たされた。裁判とは名ばかりであり、司法も国家の一部であることが確認され、法廷は怒号に包まれた。不当な逮捕状・捜索令状を発行した裁判官は弾劾の対象となった。

釈放

2025年2月28日、7名の逮捕者は処分保留となり釈放された。今後の起訴の可能性があるため予断を許さないが、国家に抗する叛徒らの緒戦での圧倒的な勝利と言えるだろう。

インタビュー

以下は、一連の処分・逮捕について、ある学生に対して行ったインタビューである。

Y. Y. さん(文学部1回生)

——一連の処分・逮捕についてどう思いますか？

大事件だと思った。逮捕されてびっくりした。顔を知っている、話したことがある人たちが、ある日突然いなくなって捕まることが、今の時代に起こるのだなと思った。「総長室突入」、窓口交渉、政治活動は馴染みがあるもので、それを理由に警察に人生を変えられるレベルで連れ去られていったというのは、今までの自分の人生になかった衝撃的なもの。ガサには緊張感があった。就寝中に怒号が響き渡って目覚めたらガサの連絡があり、生命の危機を感じた。自分自身が寮を守っていかなければと強く感じる。

——大学当局に意見はありますか？

怖い。びっくり。(処分と逮捕は)おかしい。

おわりに

現在は、学内で総長に直談判をただけで逮捕される時代である。政府は自らの「化けの皮」が剥がれることを恐れている。どのような「化けの皮」か。政府は略奪と強制を行う組織であり、「法」はそれら行為のための「便利な言い訳」であるにすぎない。「憲法」が国家を縛るという観念(願望)は陳腐なおとぎ話の類であり、実際の国家・政府は何食わぬ顔で「憲法」や「法」を毀損する。最早、そのような「化けの皮」を覆い続けることは不可能であり、熱意ある者によって暴露され続けるだろう。

(リバタリアン協会)

注釈

(1)2023年にも「総長室突入」が開催されたため、区別のため、逐一2022年「総長室突入」、2023年「総長室突入」と表記する。

(2)京都大学熊野寮(2022)「総長室突入の声明文と要求書」<https://kumano-ryo.jimdofree.com/%E5%A3%B0%E6%98%8E%E6%96%87/%E7%B7%8F%E9%95%B7%E5%AE%A4%E7%AA%81%E5%85%A5%E3%81%AE%E5%A3%B0%E6%98%8E%E6%96%87%E3%81%A8%E8%A6%81%E6%B1%82%E6%9B%B8/> 閲覧日2025年3月2日。

(3)京都大学熊野寮における団体交渉とは、大学当局(総長・教職員

らによって構成される)と寮自治会による多人数交渉のことであり、大学当局側によって打ち切られるまでの間、大学当局と寮自治会の「協定」として機能していた。

(4) 京都大学の役員・職員の名簿は「京都大学概要2024」ページの「データ編」中「役員・役職者等」に記載がある。京都大学「京都大学概要2024」<https://www.kyoto-u.ac.jp/ja/about/public/issue/ku-profile> 閲覧日2025年3月2日。

取材： 2024年京都大学熊野寮祭 「時計台占拠」

2024年12月2日正午頃、京都大学熊野寮自治会（以下、寮自治会）名義で、寮祭企画「時計台占拠」が行われた。京都大学熊野寮は、京都大学内に存在する自治寮であり、多くの管理寮と異なりその運営は寮生各人の自治によって担われている。熊野寮祭は、毎年11月末～12月初旬頃に10日間開催される寮自治会のお祭りである。

2023年の寮祭企画「総長室突入」に引き続き、京都大学当局（以下、当局）に対して自治会の主張を訴えることを趣旨としている。当局はこれまでに、自治会との団体交渉の中止や、寮祭を諫める趣旨の告示を行い、関係性は悪化の一途をたどっている。さらに2022年の「総長室突入」にて、学生を扇動し喧騒を激化させた疑い（1）によって、新たに5名の学生を処分（2カ月停学1名、1カ月停学4名）した。処分による停学は苛酷な処分であり、停学期間中は学費の納入や学内の出入り禁止を強制される。また、休学中の者は休学が解除され、学費を納入しなければならない。仮に、1年間の停学となった場合は、学費を満額納入する必要がある、「罰金」としての側面は暴行罪に匹敵するものとなる。もっとも、刑罰とは異なり、無期停学の場合、処分期間があらかじめ定められていないため暴行罪よりも重い制裁が科され得る。なお、一部の処分者は、京都大学当局の告訴により、2025年2月8日に威力業務妨害の疑いで逮捕されている（※「取材：2022年「総長室突入」の学生懲戒処分と京都大学熊野寮への家宅捜索」を参照。）

一連の逮捕は日本国政府による政治弾圧であり、政府に歯向かう者をその不当な権力と強制力によって抑圧していると言える。また、政府自身が憲法を無視・軽視する明白な事例となっている。日本国憲法第23条「学問の自由」のうち、「大学の自治」はまるで機能しておらず、憲法によって政府を制約するという立憲主義の思想は空虚なものとなっている。

今回の「時計台占拠」は、2021年以来となる時計台（京都大学吉田キャンパス）の占拠を志すものだ。現在こそ時計台は「メモリアル」的建造物となっているが、往時は総長室が時計台に設置されていたこともあり、時計台の占拠は当局の占拠を意味していた。時計台占拠の手順は、まず地平から梯子を時計台に掛け、梯子から時計台屋上に移動し、屋上からアジテーションをする、政治的主張のなされた幕を垂らすといったものだ。過去には、時計台への登頂は「おもしろ」企画として学生がカジュアルに登り、教職員はそれを見守るスタイルであったが、ここ数年は当局によって時計台への登頂が禁止されており、時計台占拠は一層政治的象徴——キャンパス解放・意思決定奪取・当局の打倒等の諸意義——としての側面が増大したと言える。最後に（政治的行動としての）時計台占拠が行われたのは2021年であり、このときも寮祭企画として行われた。その前年の2020年の「時計台占拠」では、複数の学生が処分される結果となった。

近年の京都大学の情勢として、学生の政治的行動が催される場合は、当局があらかじめ警察（それも機動隊であることが多い）を大学構内に導入し、大学当局/警察の2つの国家権力によって学生の行動を阻止することが常態化している。最早、20世紀に存在した「学

問の自由」は存在せず、キャンパスは国家権力（大学当局と警察）が自身の実力を示威・執行する場となっており、今回の「時計台占拠」についても警察（機動隊）が構内に約120人ほど動員された。

また、集まった学生の総数は300～400人とされ、政府構成員・学生ら数百人が政治的闘争に身を投じるキャンパスは、異様な光景と熱気に包まれた。

インタビュー

Aさん

——なぜ参加しましたか。

「今までに学生の自由が奪われていて、このままだと学生の声が消されてどんどん抑圧される状況を聞いていて、ガサ（2）でも同じことを感じた。時計台占拠のような大きな行動を起こすことが有効だと思った。」

——実際に参加して何を思いましたか。

「警察と職員が同じ側にいるのがびっくり。（その場に自分はいなかったが）警察と職員が暴力的に寮生を引き離したが、おかしいと思う。学生が座っているだけで何もしていないのに、無理やり引張るのはどうなのか。ダメだと思う。時計台に登ろうとしたときも、職員が「危ない」と言っているが押し倒そうとしてきて、本当に安全にその場を治めたいと思っているのかかなり疑問。職員に本当に学生がケガしないことを望んでいるかを問いただしたら「そうだ」と言っていたが、ガサで救急搬送された寮生や負傷した寮生が多数発生していること（3）に対してどう思うのかとさらに問いただすと、黙り込んだ。学生の安全を含めて、何も考えずに弾圧しているのだと思った。なお、警察官に同じことを問いただすと黙り込んで返事がなかった。」

——改めて大学当局に物申したいことは。

「窓口交渉に行っても厚生課（4）が適当に返事をするだけで、現場である寮のことをまったく考えていない。大学当局自身のことだけでなく、もっと寮のことも考えて欲しい。」

——警察に対しては。

「あまりにも多すぎる人数で押しかけて、暴れて帰るのはやめて欲しい。」

Bさん（文学部2回生）

——なぜ参加しましたか。

「（時計台占拠は）大学での学生の自由な活動の象徴的な行為だと思っている。やってみたかった。昔はなかったが、最近は警察が（大学構内に）導入されており、対抗しないと同じ事が続けられなくなってしまうから。入寮する前から時計台占拠は行われていたイメージがあり、実際に京大に入ってみて、そういったことができなくなっているのを知ってやるべきだという気持ちが高まった。それは時計台占拠に限らず、タテカンの話もそうだし（5）、タテカンは京大入学前は「おもしろいものがあるらしい」ぐらいの認識だったが、意識的にやっていかないと消えてしまうという印象。農学部自治会の新歓パンフレットに掲載されていた文章に、京大生で京大の自由な活動が面白いと言っている人でも、ツイッターにあげて面白がっているだけの人もいるが、そういう人がタテカンに規制がなされると「終わっちゃったね」で終わってしまう。自由なことができる京大にいるというフリーライドをしているだけ。自分で（そういったことを）残すことができていない。なので残そうと思った。高いところが怖いので、自分自身が登るつもりはなかった。」

——実際に参加してどう思ったか

「ガサで警察からの弾圧はよくあるが、実際に職員に身体を持っていかれる経験をして、物理的接触で弾圧をしてくる存在になると感じている。いくらか、恐怖心と憤りを感じた。警察に対しては、逮捕のリスクがいくらかあるのは怖いし、職員よりも恐怖心を感じる。その分、警察の方が大学入構を含めて、憤りを感じる。具

体的には、2021年、2022年総長室突入のときは、京大新聞以外のメディアでも報道されていたが、今回は、取り上げられていない。がっつり警察も動員されていたが、大学に警察が入るのはそもそもおかしい、社会的認識が薄くなっている。寮生以外の参加者、京大以外の参加者もいる中で、「一般学生は下がってください」はおかしい。前線にはいなかった寮生にも「一般学生は下がってください」について、その言説は分断行為だと述べる人もいた。寮生寮外生の区別をしようとしているが、大学内の活動の規制がなされているわけだし、寮生以外の人がかかわってくることもある(例:サークル)。活動に対して、弾圧するとき「一般学生は下がってください」という対応は、寮外生もおかしいと感じた方がいいと思った。」

Cさん(京都大学1回生)

——なぜ参加しましたか。

「自分は学生運動が盛んな熊野寮に住んでいるため、大学当局に対する抗議行動に関心があった。また、梯子を掛けて時計台にのぼってみたかった。小中高と、教職員との人間関係で良い思いをしてこなかった。学校に対しての反発に親和性があった。」

——参加してみたどうだったか

「参加する学生、傍観する学生、妨害する職員・警察の人数があまりにも多く、何百人もいたことに加え、寮自治会が提起している抗議のための理論が私個人が作ったものではなかったので、参加中は他人事のような感じだった。ただ、何百人もの学生が組織して計画を緻密に練って実行しようとする行為はかなり誇れるものだと感じた。物理的な衝突が大きかったので、梯子にのぼる行為以上に、職員と学生の押し合いにケガのリスクがあったと思う。」

(リバタリアン協会)

注釈

(1) 京都大学新聞2024年10月1日「熊野寮祭 5学生に停学処分「総長室突入」にて学生を「扇動」」<https://www.kyoto-up.org/archives/9876> 閲覧日2025年3月2日を参照。

(2) ガサとは警察による家宅捜索のこと。ここでは、熊野寮に対してなされた家宅捜索を指す。

(3) 2024年に発生した熊野寮に対する家宅捜索では、警察官が寮生に暴力を行使し、多数の寮生が負傷した。また、一部の寮生が頭部を負傷し救急搬送される事態が発生した。この寮生以外にも、多くの寮生が負傷し、寮の物品・器具等が破損される事態となった。

(4) 窓口交渉とは、熊野寮と大学当局の窓口での交渉のこと。寮から当局に対する要請を伝える場である。多くの場合、京都大学厚生課が当局側として寮の意見等の窓口となっている。

(5) タテカンとは立て看板のことで、多くの場合学生によって大学内に設置されるものを指す。京都大学に限らず全国的に政治的主張や宣伝のツールとして用いられているが、近年は大学当局による独断によってタテカンの設置が規制されることも多い。京都大学吉田南キャンパスでは設置場所が指定されており、指定外の場に設置すると警告書の貼り付けや、タテカンの撤去が行われている。また、2018年及び2020年に京都大学職員組合の立て看の強制撤去をめぐり、同職員組合が京都大学法人と京都市を相手に訴訟を起こした(2025年2月19日現在、係争中)。

代表的なPoW暗号資産であるBTCやKaspaのマイナーの行動と価格変動メカニズムに関する考察

マイニング報酬=(ブロック報酬+1ブロックに入っている全ての取引のtransaction fee)で定義する。

市場の平均的なマイナーにとって
生産コスト<(ブロック報酬+transaction fee)
のとき、マイナーは、以下の2つの戦略のいずれか、またはその混合を選択することができる。

戦略1: 得たBTCやKaspaをすぐに法定通貨に戻し、利益確定する。生産コストは法定通貨で支払う必要があるため、生産コスト分は必ず戦略1を採用する必要がある。

戦略2: 得たBTCやKaspaを持ち続け、将来の値上がり期待する。

戦略1の場合、市場にはマイナーによる売り圧力が生じる。戦略2の場合、市場にはマイナーによる売り圧力が生じない。

合理的なマイナーは、生産コストの支払いに必要な分を超えて得たBTCやKaspaに関して、
将来、価格が下がる(または変わらない)と予想されるとき: 戦略1
将来、価格が上がると予想されるとき: 戦略2
を、それぞれ採用する。

マイナーによる保有の継続如何の選択が、市場における価格決定に対して支配的であるという仮定のもとでは、
戦略1を採用するマイナーが多い時、価格は再帰的に下がる。ただし、価格が下がり続けると、不等式の関係はいずれ逆転する。
戦略2を採用するマイナーが多い時、価格は再帰的に上がる。

ここで、ブロック報酬と、transaction fee、及びそれらを合わせたマイニング報酬の変動要因について、それぞれ考える。

ブロック報酬は、BTCの場合は約4年に一度急激に、Kaspaの場合は毎月約5%ずつ1年かけて半減する。

transaction feeは、ネットワークの混雑状況によって変化する。今は、KRC20の導入によって、ミームコインで遊ぶ人が増えたため、Kaspaのtransaction feeが2024年9月頃を境に増加した。

市場全体で投入されているハッシュレートが増大すると、自分が投入している計算量が変わらない場合、受け取れる(ブロック報酬+transaction fee)は減少する。

市場全体のハッシュレートが減少すると、その逆に自分が受け取れる(ブロック報酬+transaction fee)は増大する。

通常、ブロック報酬は時間経過と共に減少するし、旨みに気付いた新規マイナーが市場参入することでハッシュレートが増大し(ブロック報酬+transaction fee)が減少するので、個々のマイナーあるいは市場の平均的なマイナーにとって

生産コスト<(ブロック報酬+transaction fee)

という状況は、次第に逆転し、

(ブロック報酬+transaction fee)<生産コスト

となるだろう。

しかし、こうしたブロック報酬が不等式の趨勢を決定するという議論は、transaction feeがブロック報酬に対して有意に小さいときに成り立つ議論であって、transaction feeが大きいときは、逆にtransaction feeが不等式の趨勢を決定する可能性が高い。

しかし、この議論は現在考察中であるので、別の機会に行なう。

さて、いよいよブロック報酬の減少によって、生産コストく(ブロック報酬+transaction fee)という関係が逆転し、(ブロック報酬+transaction fee)く生産コストとなった場合のことを考えよう。

(ブロック報酬+transaction fee)く生産コストのとき、マイナーは、以下の2つの戦略のいずれか、またはその混合を選択することができる。

この状況では、マイナーは赤字であるため、
戦略1：マイニングを諦め、事業から撤退する。
戦略2：自分たちの生産コストを下げて、再度不等式が逆転するように努力する。

戦略1の場合、事業から撤退したマイナーは保有するBTCを売却すると考えられているため、市場には売り圧力が生じる。

戦略2の場合でも、マイナーは生産コストを法定通貨で支払わなければならないため、得たBTCやKaspaを売却しなければならないだろう。従って、市場には売り圧力が生じる。

つまり、戦略1,2のいずれを採用するマイナーからも売り圧力が生じるため、現在の不等式の関係が成り立っている間は、価格は下がり続けるものと考えられる。

これが、BTCのブロック報酬が半減する時点から、およそ半年から1年にかけてBTC価格が低迷する理由である。

さて、戦略1を採用したマイナーが市場から撤退すると、市場全体のハッシュレートが下がり、戦略2を採用しながらマイニングを継続しているマイナーが受け取れる(ブロック報酬+transaction fee)は増加する。その結果、しばらく時間が経つと、不等式の関係が再度逆転するマイナーが出現し始める。その後、市場の平均的なマイナーにとって不等式の関係が逆転するまで、戦略1を採用したマイナーの淘汰と、戦略2を採用したマイナーの企業努力による生産コストの低下が進行し続ける。

BTCの場合は、約4年に一度ブロック報酬が半減するという明確な節目があるため、この調整過程が理解しやすいが、Kaspaの場合は毎月約5%ずつ、1年かけてブロック報酬が半減するため、この調整過程は、市場のマイナー全体に対して同時に起こるものではないが、基本的な話の筋としては、間違っていないと考えられる。

BTCやKaspaの法定通貨建て市場価格は逐一変動するが、これは(ブロック報酬+transaction fee)を左右するため、不等式の関係に決定的に影響する。まとめると、不等式の関係は価格に影響を与えるし、価格は不等式の影響を与える、動的な系であると言える。

(K. S)

講演:リバタリアニズムと表現の自由

2024年11月30日、オンライン上で「リバタリアニズムと表現の自由」という講演会が開催されました。当協会からは講師として会長・前川範行を、連絡役として副会長・中条やばみを派遣しました。

「表現の自由界限」並びに「リバタリアン・サークル」等から数名が参加し、1時間半の時間を過ごしました。講演会の流れとして、まず前川の基調講演を行い、その後、参加された方々から質疑応答を受け付けました。

基調講演の要旨は以下の通りです。①「表現の自由」は理想社会・非理想社会のいずれにおいても根拠づけができず、存在しない、②

「表現の自由」の侵害として一般に認識されているものの多くが政府による自己所有権の侵害である、③「表現の自由」を守るのではなく、人々に強制を行使する政府を打倒することが肝要。

頑強な一致があるとは言えませんが、マレー・ロスバード『自由の倫理学』以来、「表現の自由」や「言論の自由」が他の自由・権利と独立に存在すると考えるリバタリアンはそこまで多くありません。多くのリバタリアンが重視するのは強制がない状態です。また、「表現の自由」を根拠にした自己所有権を侵害する行為は正当化されえないと考えます。さらに、実際の表現や言論は物質に依拠することがほとんどであり(例:表現を行う土地・建物)、「表現の自由」は自己所有権によって担保されることでしょう。なお、ハード・コアなリバタリアンは、政府は課税を始めとする略奪によって財を不当に占有しているという認識から、政府は一切の所有権を持たず、「政府の土地」とされている土地は、誰のものでもないと考えています(※厳密には、土地に労働を混入する人——多くは住民・労働者——に所有権が発生していると考えの方が無難でしょう。)よって、「政府の土地」での表現活動をする事それ自体に問題はありません。当然、それが誰かの自己所有権を侵害するものであれば、不正となりますが。

リバタリアニズムの知見から言えることは、「表現の自由」に拘泥するのではなく、私たちの表現一般と自己所有権を侵害している政府の打倒が先決である、ということです。もし、政府によって(限定的な)「表現の自由」が認められたとしても、それは新たな規制と政府独占の始まりであり、公認の「表現」以外の表現が規制される結果に終わることでしょう。例えば、政府が強制的に政府系SNSを人々に使用させ、かつ、非政府系のSNSを禁じた場合、そのSNS内での「言論の自由」が認められたとしても、表現一般は毀損されたままです。

招聘していただいた「表現の自由界限」の皆様、大変ありがとうございました。

(リバタリアン協会)

「表現の自由界限」講演会の感想

Discordサーバー「表現の自由界限」(管理人:はるかかなた氏)で活動しております、伯耕と申します。

2024年11月30日、弊サーバーの研修の一環として、リバタリアン協会の前川氏に講義をしていただきました。講義はリバタリアニズムの初歩からはじまり、弊サーバーの関心対象である表現の自由が、リバタリアニズムの上にもどのように位置づけられるのかについて話していただきました。

講義という体裁をとってはいたものの、前川氏は、気ままな聞き手の質問に対して、話が横道に逸れるのも厭わずに、そのつど親切に答えてくださいました。伯耕としては、知的財産権の分野にまでリバタリアンの議論の蓄積があることを知って、リバタリアニズムの豊かさに驚いたことが、強く印象に残っています。リバタリアニズム・表現の自由・知的財産権という三者の関係は、私の今後のキーワードになりそうです。

「表現の自由」は現行憲法に実定化されている法的権利です。そのためか、「表現の自由」に関する議論は、つい現行法の解釈論に偏りがちになります。リバタリアニズムは自由を重んじる法・政治思想として知られているところ、「表現の自由」が自由の思想の中で理論的にどのように正当化されるのか(あるいはされないのか)を検討することは、「表現の自由」を尊重する弊サーバー員にとって、よい知的負荷になったと思います。

講師の前川氏および、周旋の労をとってくださった中条やばみ氏に、心より感謝申し上げます。

(伯耕)